平成２６年（フ）第５３８３号
大阪市西成区潮路２丁目17番４号
債務者　寒川　好一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７８２号
広島市西区小河内町２丁目17番２号
債務者　川本　裕二
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８２１号
広島市安芸区畑賀２丁目17番14―101号
債務者　兵庫　広之
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　文治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９２５号
広島市南区東霞町７番16号
債務者　岡一モータースこと　岡野　一男
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　淳哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２４号
福岡県久留米市野中町1218番地１　レジデンス高屋敷605号
債務者　稲益　静子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三溝　直喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５７１号
静岡市清水区岡町８番15号、旧住所静岡市清水区長崎350番地の６
債務者　脇田　　久
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　史浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８７号
北九州市小倉北区三萩野１丁目９番20―307号
債務者　山田　珠枝
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第８７号
山形県東置賜郡川西町大字西大塚1082番地１　アールコーポ101号
債務者　高橋ひろみ
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第２５５号
岡山県倉敷市白楽町458番地10
債務者　浅野　　泉
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
大分県玖珠郡九重町大字田野1353番地
債務者　有吉真沙美（旧姓今枝）
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第４１号
大分県日田市三本松新町４番18号
債務者　中西　千栄
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第４３号
大分県日田市吹上町２番７号　コーポオオクラ201号
債務者　衛藤　末勝
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第５０１号
埼玉県八潮市八潮７丁目36番地16
債務者　大山　恵子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５３３号
埼玉県越谷市大字袋山1513番地１　サミーコート越谷707
債務者　佐々木　徹
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５３９号
埼玉県春日部市粕壁東１丁目14番１号　アンビシャスシティ春日部704号
債務者　鴨志田　良
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３０７号
愛知県安城市桜井町三度山33番地１　マリアージュ新美Ａ―203、前住所北海道函館市宇賀浦町８番３―101号
債務者　坂本　尚也
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４６１号
大阪府和泉市みずき台１丁目24番３号
債務者　力石　雅人
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４６２号
大阪府和泉市みずき台１丁目24番３号
債務者　力石　恵子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係